国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和 7年 6月 3日
関　東　運　輸　局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

飲酒運転を引き起こしたことをきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、点呼の実施義務違反のほか複数の違反が確認されたことから令和７年６月３日付けをもって、下記のとおり貨物自動車運送事業法に基づく「３日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

１．違反行為の概要

令和６年２月１５日、同年同月１９日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第１項～第３項）等、合計１２件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

２．処分対象事業者

- 事 業 者 名 ：武州運輸　株式会社
- 主たる事務所の位置 ：埼玉県川越市大字今成４－１９－１７
- 代 表 者 名 ：市川　尚孝

３．処分内容

- 処分年月日 ：令和7年６月３日
- 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の本社営業所（埼玉県川越市大字今成４－１９－１７）について、３日間の事業停止処分及び１７５日車（５両×３５日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》
関東運輸局自動車運送事業安全監理室　　担　当：平野、門井
ＴＥＬ：０４５－２１１－７２４９（直通）
ＦＡＸ：０４５－２０１－８８０４
配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

別紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分の年月日	令和7年６月３日
（２）事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	武州運輸　株式会社（代表者：市川　尚孝） 埼玉県川越市今成４－１９－１７
（３）当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 埼玉県川越市今成４－１９－１７
（４）行政処分等の内容	事業の全部停止処分３日間及び輸送施設の使用停止処分１７５日車
（５）主な違反事項	点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第１項～第３項）
（６）違反行為の概要	飲酒運転を引き起こしたことをきっかけとして、令和６年２月１５日、同年同月１９日に監査を実施。１２件の違反が認められた。 （１）乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項） （２）点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項） （３）業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項） （４）運行記録計記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条） （５）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） （６）高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項） （７）高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項） （８）定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３） （９）運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第２３条第１項） （１０）事業計画（自動車車庫及び休憩睡眠施設）変更認可違反（貨物自動車運送事業法第９条第１項） （１１）事業計画（事業用自動車の種別ごとの数）の変更事前届出違反（貨物自動車運送事業法第９条第３項） （１２）運賃・料金届出未報告（貨物自動車運送事業報告規則第２条の２）
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　１８点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内）　１８点